

失語症会話パートナー派遣事業（四日市市）

目 的

失語症会話パートナーを派遣することにより、話す、聞く、読む、書くこと等に障害があるため、意思疎通を図ることが困難な失語症者の社会生活等におけるコミュニケーションを円滑に行い、もって失語症者の社会参加の促進を図ることを目的とする。

事業内容

（１）失語症会話パートナーの登録

- ・失語症会話パートナー養成カリキュラムに基づく養成講座を修了している者。
- ・登録者数は24名（平成28年1月時点）。
- （２）失語症会話パートナーの派遣
 - ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動等について派遣を実施している。
 - ・派遣者数は延べ387名（平成27年12月時点） ※平成27年4月～27年12月の累計

（派遣先例）

- ・障害者福祉センター主催「いちごの会」
- ・よっかいち失語症友の会主催「交流会」「例会」「役員会」
- ・三重県失語症者のつどい（三重県松阪市で開催）
- ・全国失語症者のつどい（愛知県名古屋で開催）

（３）失語症パートナーのスキルアップ研修

- ・グループワーク形式による実際の支援事例を題材とし、対応技術の向上や効果的な支援方法等について意見交換などを行う。
- ・講師は、市内医療機関及び市社会福祉協議会に所属する言語聴覚士。

いずれも、よっかいち失語症友の会等関係団体と連携して市が実施。

【参考：平成28年度実施予定の失語症会話パートナー養成講座カリキュラムの主な内容】

第1、2回（5h）	会話パートナーとは 失語症の基礎 失語症から起こる様々な問題 コミュニケーションの取り方
第3回（3h）	コミュニケーションの工夫や手段 失語症者の症状に気付く
第4回（3h）	身体介助の方法 会話の工夫 グループ会話
第5回（2h）	困難ケース 「ありがとう」な対応を考える
演習①（2h）	「よっかいち失語症友の会：定例会」
演習②（1.5h）	「四日市市障害者福祉センター交流会」
演習③（2h）	「よっかいち失語症友の会：交流会」

- * 演習①～③のうち、いずれか1回は参加が必要。
- * 講座（1～5回）・演習（1回）に全て出席した者に修了証を授与。
- * 失語症会話パートナーとして登録された者には登録証を授与。

失語症会話パートナー派遣事業（我孫子市）

事業実施の背景

- 訓練によって症状を軽減することは可能だが、完治することは困難である。失語症状が生涯にわたって永続することにより、日常生活でのコミュニケーションや社会的孤立が深刻な問題となっている。
- 失語症者が残されたコミュニケーション機能を用いて地域で生活するためには、対話者側が失語症に関する知識と会話技術を身につける必要がある。

趣 旨

話す、聞く、書く、読むなどの意思伝達手段に障害のある失語症の人に対し、失語症に関する知識と会話技術を習得した失語症会話パートナーを派遣し、会話の機会の拡大と社会参加を支援する。

事業内容

- (1) 失語症会話パートナーの養成
定員 15 名とし、2 名の言語聴覚士が講師を担当。講座は講習 5 回と実習 5 回で構成され、概ね交互に行うよう計画。受講費用はテキスト代を含めて無料。
- (2) スキルアップ講座の開催
会話技術の向上を図るため、養成した失語症会話パートナーを対象に、スキルアップ講座を開催。
- (3) 失語症会話パートナーの派遣
個人派遣が原則だが、同じ場所に一同が集まり、仲間意識を持って会話を楽しむことのほうが失語症者のニーズに適しているとの判断から、市内 2 箇所の公共施設に活動場所を確保し、失語症会話パートナーを派遣。失語症者の費用負担は無料。

活動実績

養成講座修了者… 4 人（H26実施分、登録者 15 人） パートナー派遣利用者… 348 人（H26.4～H27.3の延べ人数）

【参考：講習と実習の主な内容】

第1回講習	コミュニケーションとは	失語症の基礎知識	会話パートナーの役割	コミュニケーションの基本姿勢
第1回実習	コミュニケーションの基本姿勢			
第2回講習	失語症と一緒に起こりやすい症状	失語症と間違えやすい他の障害	話しことばの工夫	
第2回実習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫		
第3回講習	コミュニケーションの基本姿勢	話しことばの工夫	コミュニケーションの話題を考える	
第3回実習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回講習	いろいろな手段や道具の活用	確認の方法		
第4回実習	良い例、悪い例について	移動の介助方法		
第5回講習	自由会話の実践			
第5回実習	友の会活動の紹介	リハビリテーションとは	社会福祉サービスの基礎知識	これまでのまとめ

		11受講		11修了		12受講		12修了		13受講		13修了		14受講		14修了		15受講		15修了		修了者 累計
		東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	東日本	西日本	
01	北海道	2		1		5	1	4	1	5		5		12		11		5		5		27
02	青森県	3		3		1		1		2		2		1	2	1	2					9
03	岩手県	5		5		2		2		2		1		3		2		2		2		12
04	宮城県	1		0		1		1						2		2		2		2		5
05	秋田県	1		1		3		1						2		2		2		2		6
06	山形県	1		1		6		6		1		1		3		3		1		1		12
07	福島県	2		2		2		2		1		1		2		2		1		1		8
08	茨城県	3		3		4		4		1		1						2		1		9
09	栃木県	6		6		12		11		4		3		3		3		1	1	1	1	25
10	群馬県	4		4						1		1		1		1		2		2		8
11	埼玉県	9		9		6		6		6		6		9		9		7		7		37
12	千葉県	5		5		6		4		2		2										11
13	東京都	5		5		2		2		5		5		2		2		7		7		21
14	神奈川県	16		16		8		7		13		11		13		10		12		11		55
15	新潟県	2		2		5		4		4		4		2		2		3		3		15
16	富山県	1		1		3		3			2		1		1		1	2		2		8
17	石川県		4		4		2		2		2		2		2		2		2	1		11
18	福井県		3		3		2		2		2		2		2		2	2		2		11
19	山梨県	1		1		1		1		1		1		1		1						4
20	長野県	6	0	6	0	2	1	2	1	4	1	4	1	2		2		2		2		18
21	岐阜県	5		5		6		6		4	2	4	2	1	4	1	4		4		4	26
22	静岡県	3		3		3		3		4		3		1	1	1	1	2		2		13
23	愛知県		5		5		6		6	3	4	2	4	1	6		5	1	3	1	3	26
24	三重県		4		3		6		6		3		3		3		3		2		2	17
25	滋賀県		4		4		4		3		3		3		3		3		2		2	15
26	京都府		5		5		4		4		5		5	1	6	1	6		6		6	27
27	大阪府		5		5		10		10		9		9		8		6		12		12	42
28	兵庫県		5		4		5		5		9		9		9		9		11		11	38
29	奈良県		4		3		3		2		3		3		3		2		3		3	13
30	和歌山県		4		4		4		4		3		1		4		4					13
31	鳥取県		4		4		2		2		2		1	1	1	1	1		2		2	11
32	島根県		4		4		3		3		2		1		3		3		2		2	13
33	岡山県		4		4		4		4	1	3	1	3	2	3	2	3	1	1	1	1	19
34	広島県		5		5		5		4		4		4		5		4		5		5	22
35	山口県	8		8			6		6	2	4	2	4	2	4	2	4	2	5	2	5	33
36	徳島県		3		3		2		2		2		2		2		2					9
37	香川県																					0
38	愛媛県		2		2		1		1		2		2		2		2		2		2	9
39	高知県		1		1	2		2			2		2		2		2	1		1		8
40	福岡県		5		5		3		3		4		4		4		4	1	3	1	3	20
41	佐賀県		1		1						1		1		1		1		2		2	5
42	長崎県		4		4	1	2	1	2	4	1	4	1	3	2	3	2	2		2		19
43	熊本県		4		3						3		3		2		2		2		2	10
44	大分県		2		2						3		3		2		2		2		2	9
45	宮崎県		4		4		5		5	1	3	1	3		3		3	1	1	1	1	18
46	鹿児島県		3		3										1		1		2		2	6
47	沖縄県		1		1	1		1		1		1		1		1			2		2	6
		89	90	87	86	82	81	74	78	72	84	66	79	71	91	65	86	64	77	62	76	759

※2013年度以降の各都道府県の数字には政令市、中核市も含まれます。

失語症者向け意思疎通支援事業（案）について

事業概要

(1) 失語症者向け意思疎通支援者の養成

- ・平成27年度障害者支援状況等調査研究事業に基づくカリキュラム(案)の必須科目（講義8時間、実習32時間）を基本として、支援者の養成を実施する。

(2) 失語症者向け意思疎通支援者の派遣

- ・失語症者が参加する会議、失語症者のために行われる催し物、団体活動及び失語症者の外出時に支援が必要な場面について派遣を実施する。

(3) 留意事項

- ・養成カリキュラムについては、各地域の状況や利用者ニーズに応じて、各自治体において一部構成を変更することも可能。
- ・各地域における言語聴覚士協会や失語症関係団体と連携を図り事業の円滑な実施に努めること。
- ・失語症者の集まるサロンを開催し、実地研修及び失語症者の個別ニーズの聞き出しの場として活用するよう努めること。

事業イメージ（案）

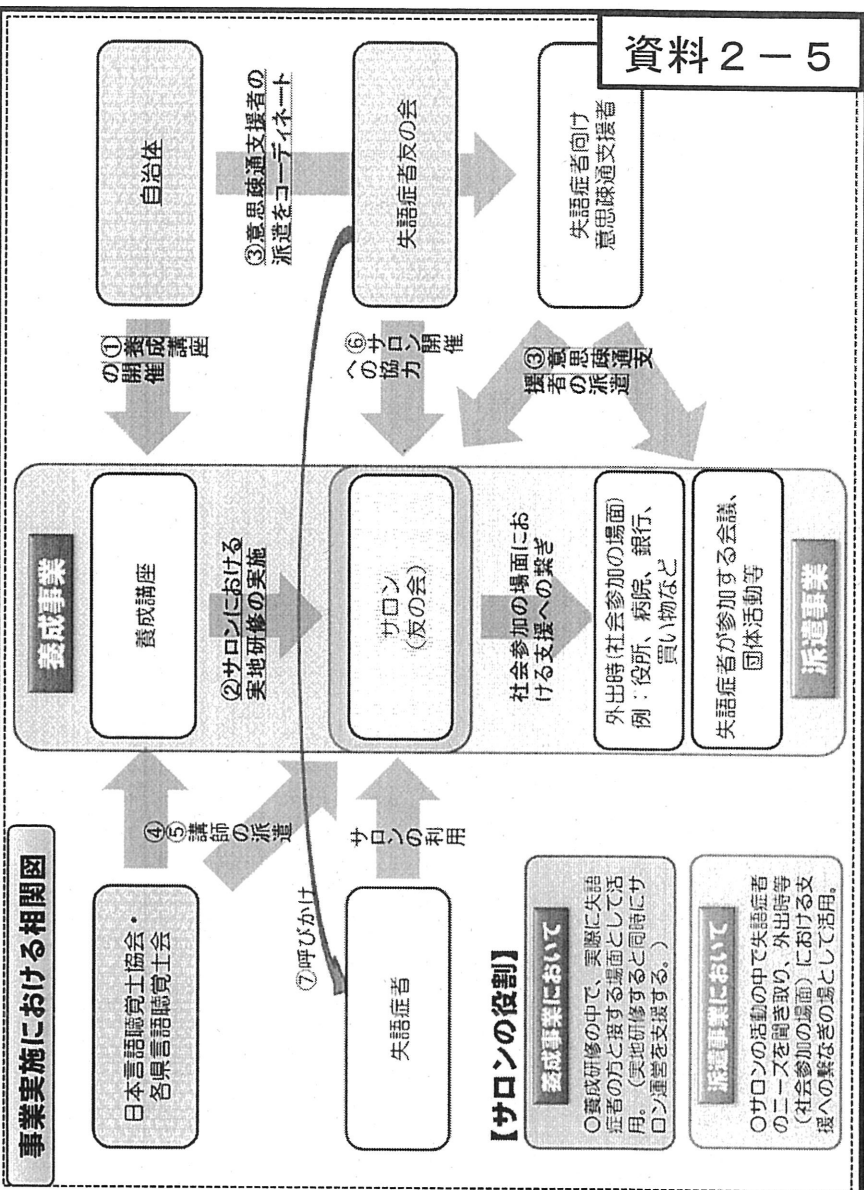
それぞれの役割

- 自治体**
- ①失語症者向け意思疎通支援者の養成講座の実施
 - ②失語症サロンの開催
 - ③意思疎通支援者の派遣をコーディネート及び派遣の実施

- 言語聴覚士協会等**
- ④失語症者向け意思疎通支援者養成講座への講師派遣
 - ⑤失語症サロンの開催への協力（人的支援）

- 失語症者等の関係者等**
- ⑥失語症サロンの開催への協力（場所の提供、会員への周知等）
 - ⑦地域の失語症者への呼びかけ

連携



聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成27年4月1日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定等	都道府県(市)	設置	設置予定等
北海道		平成28年度	広島県	△	平成28年度 (現在：単独事業で実施)
青森県	○		山口県	○	
岩手県	○		徳島県	○	
宮城県	○		香川県	○	
秋田県		平成28年度	愛媛県	○	
山形県	○		高知県	○	
福島県	○		福岡県	○	
茨城県	○		佐賀県	○	
栃木県	○		長崎県	○	
群馬県	○		熊本県	○	
埼玉県	○		大分県	○	
千葉県	○		宮崎県	○	
東京都	○		鹿児島県	○	
神奈川県	○		沖縄県	○	
新潟県	○		札幌市	○	
富山県	○		仙台市		
石川県	○		さいたま市		
福井県	○		千葉市		
山梨県	○		横浜市	○	
長野県	○		川崎市	○	
岐阜県	○		相模原市		
静岡県	○		新潟市		
愛知県	○		静岡市		
三重県	○		浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府	○		京都市	○	
大阪府	○		大阪市		
兵庫県	○		堺市	○	
奈良県	○		神戸市		
和歌山県	○		岡山市		
鳥取県	△	単独事業で実施	広島市		
島根県	○(2)		北九州市	○	
岡山県	○		福岡市		
			熊本市		
			計	51	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

- (2) 「16/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が二級地とされている地域及び更久留米市とする。
- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が三級地とされている地域及び留置新市、八千代市とする。

- (4) 「12/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が四級地とされている地域及び昭島市、更久留米市、海老名市、墨田市、高石市とする。

- (5) 「10/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が五級地とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、四街道市、小倉井市、神奈川県寒川町、逗子市、横須市、松原市、川西市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (6) 「6/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が六級地とされている地域及び狹山市、藤市、白井市、伊勢原市、養野市、大府市、長岡京市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。

- (7) 「3/100」とは、人事院規則別表第1の支給割合が七級地とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。

- 2 専任職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働大臣の承認を得た場合、本案の5人の限度額に級地別に1人当たり次に掲げる額を加算することができる。

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	左記以外
一人当たり加算額	千円 5,214	千円 5,047	千円 5,005	千円 4,879	千円 4,796	千円 4,629	千円 4,502	千円 4,377

2～7 (略)

障害者芸術・文化活動振興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 (障害者芸術・文化祭開催事業)の 実施に必要と厚生労働大臣が認めた 経費	(略)
----------------	---	-----

5～14 (略)

- (2) 「15.5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「15.5/100」とされている地域とする。
- (3) 「15/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「15/100」とされている地域及び更久留米市とする。
- (4) 「14/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「14/100」とされている地域とする。
- (5) 「13/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「13/100」とされている地域及び宮志野市とする。
- (6) 「12/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「12/100」とされている地域及び八千代市、昭島市、海老名市、高石市とする。
- (7) 「10.5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「10.5/100」とされている地域とする。
- (8) 「10/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「10/100」とされている地域及び鶴ヶ島市、四街道市、小倉井市、更久留米市、墨田市、逗子市、横須市、松原市、川西市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。
- (9) 「9/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「9/100」とされている地域及び新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉三芳町、神奈川県寒川町、川西市とする。
- (10) 「7/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「7/100」とされている地域とする。
- (11) 「6/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「6/100」とされている地域及び狹山市、藤市、白井市、伊勢原市、養野市、大府市、大坂狭山市、大坂府忠岡町、貝塚市とする。
- (12) 「5/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「5/100」とされている地域及び長岡京市とする。
- (13) 「4/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「4/100」とされている地域とする。
- (14) 「3/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「3/100」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- (15) 「2/100」とは、人事院規則別表の支給割合が「2/100」とされている地域とする。

- 2 専任職員が5人を超えて設置されている場合であって、厚生労働大臣の承認を得た場合、本案の5人の限度額に級地別に1人当たり次に掲げる額を加算することができる。

地域区分	18.5/100	15.5/100	15/100	14/100	13/100	12/100	10.5/100	10/100
一人当たり加算額	千円 5,287	千円 5,142	千円 5,121	千円 5,079	千円 5,037	千円 4,996	千円 4,933	千円 4,912

2～7 (略)

障害者芸術・文化活動振興事業	障害者芸術・文化祭開催事業 (障害者芸術・文化祭開催事業)の 実施に必要と厚生労働大臣が認めた 経費	(略)
----------------	---	-----

5～14 (略)

(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準 (略)	(別紙1) 点字図書館等事務費算定基準 (略)
別紙様式1～9 (略)	別紙様式1～9 (略)

視覚障害者情報総合システム「サピエ」の概要

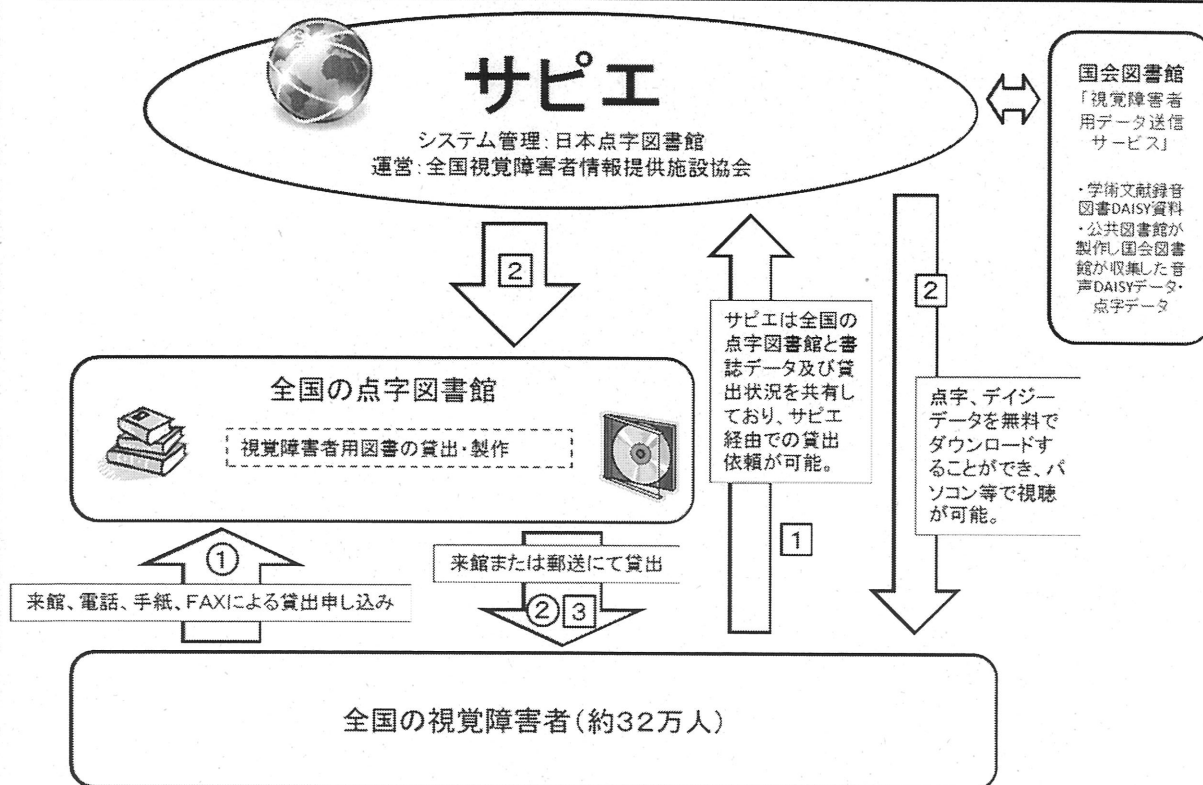
「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デージーデータ（音声、テキストを利用したデータ）の情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っています。

全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約91万件）として広く活用されています。

また、14万タイトルの点字データを保有し、6万タイトルのデージーデータのダウンロードやストリーミングができ、個人会員はこの点字・デージーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がりました。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」（Sapientia サピエンティア＝ラテン語）の広場です。

視覚障害者情報総合システム「サピエ」と点字図書館等の関係図



避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

安否の確認

被災地域の要援護者を確認

ニーズの把握

障害特性に応じた支援内容

関係者との連携

避難所等における活動

避難所の説明

トイレや風呂、配給場所など

情報の共有

食料・救援物資の配給など

機材・物品

共用品・消耗品の手配など

視覚障害

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・ラジオ
・テレビ(解説放送)
・乾電池(ラジオなど) 等

聴覚障害

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
・手話通訳者、要約筆記者などは腕章を着用。
(「手話できます」「耳マークの活用」など)

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。
(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

・テレビ(字幕・手話放送)
・ホワイトボード(設置型、携帯型)
・補聴器用電池 等